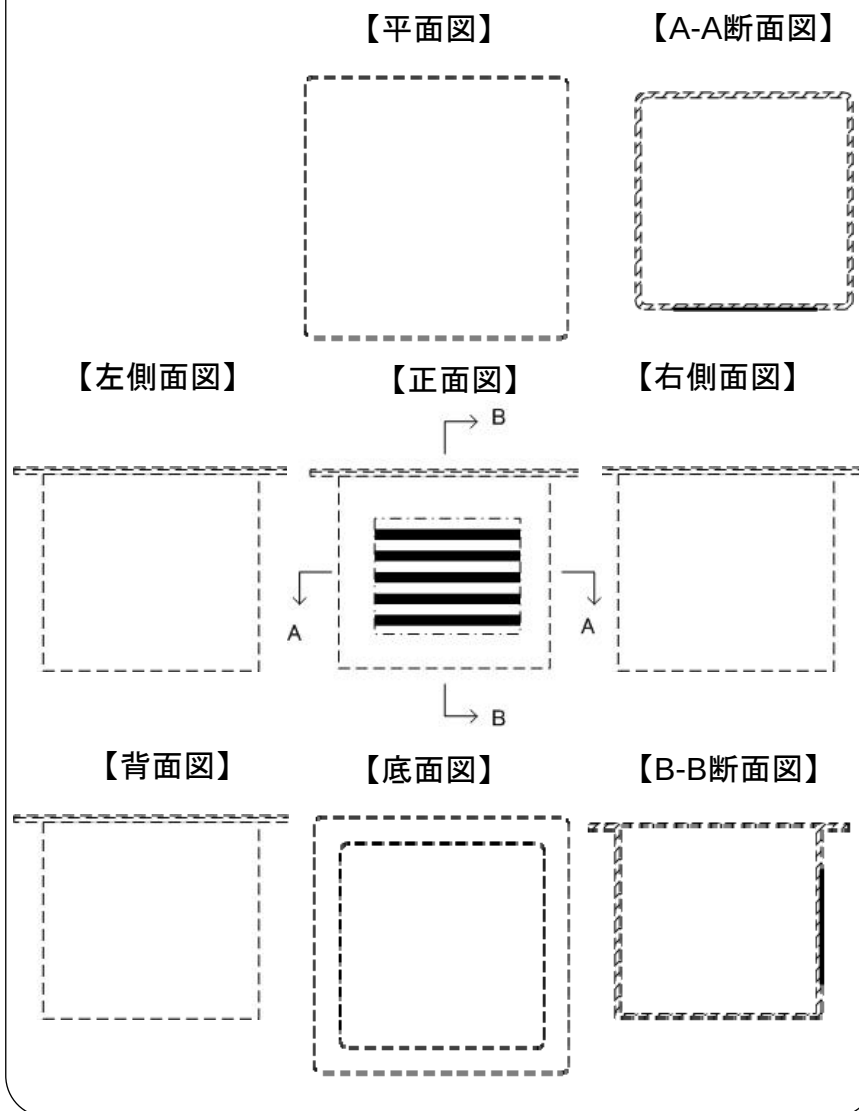


部分意匠の図面提出要件の 見直しについて（案）

平成23年3月24日
特許庁 意匠課

1. 部分意匠における図面提出要件の現状

意匠に係る物品：包装用容器



図面の省略ができる主なケース

①下の表の左欄に該当する場合における、右欄記載の図

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図
正面図、背面図、左側面図、及び右側面図が同一の場合	背面図、左側面図、右側面図

②大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合

③大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

意匠法施行規則において認められている図の省略

意匠審査基準上認められている図の省略

現状は、右側面図か左側面図のみ省略可

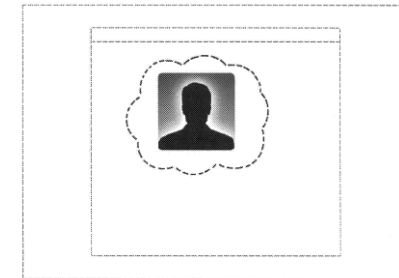
2. 諸外国における図面に関する取扱い(1)

(1) 画面デザインについて

米国

- ・画面デザインが物品に応用又は具現化されるものであることを担保するために、画面デザインが表示されるディスプレイ等の形状を周囲に破線で記載することが求められている。(画像の周りに破線のみを記載することも認められている)
- ・画面デザインが表示されるディスプレイ等の六面図は必要とされていない。

米国意匠登録第D601582号
User interface for computer display



欧州

- ・グラフィカルユーザーインターフェイス、アイコン自体が製品として認められているため、画面デザインのみを図示することが可能である。

欧州共同体意匠登録第001642299-0001号
Graphical user interfaces

【0001. 1】



韓国

- ・従前は、画面デザインが表示された表示機の六面図の提出が求められていたが、2008年1月1日以降の出願については、画面デザインがあらわれる正面図以外の図を省略することが可能となった。

韓国意匠登録第30-0550105-0000号
カーナビゲーション機用表示機



2. 諸外国における図面に関する取扱い(2)

(2) 画面デザイン以外の部分意匠の出願について

米国

- ・クレームされたデザインを開示するのに十分な数の図（例えば、正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、底面図）が必要とされている。
- ・必須ではないが、三次元の形態を明確に示すことができる斜視図の提出が推奨されている。
- ・斜視図によってある面の形状が明確に認識することができ、かつ、斜視図によって当該面の形態が完全に開示されている場合には、その面を表す図の提出は要求されない。
- ・他の図と同一又は対称に表れる図、平坦であって装飾が全くない底面図は、その旨の説明を記載することにより、省略可能とされている。通常の使用時に視覚観察されない面の開示は要求されない。

米国意匠登録第D615464号

Front portion of a vehicle, toy replica and/or other replicas

【説明】（略）

- ・図1は、我々の新しいデザインによる乗用車、おもちゃ、その他のレプリカの正面部分の、左及び正面側斜視図である。右及び正面側斜視図は、対称である。
- ・図2は正面図である。
- ・図3は、左側面図である。右側面図は対称である。
- ・図4は平面図である。
- ・破線は説明の目的だけのためにあり、クレームされたデザインの一部を形成しない。

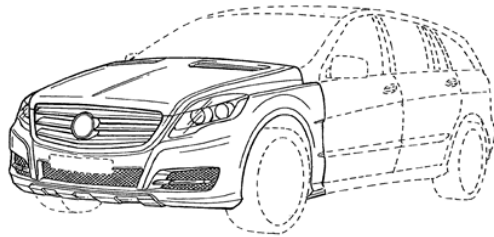


FIG. 1

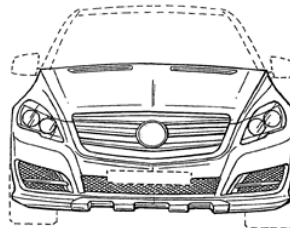


FIG. 2

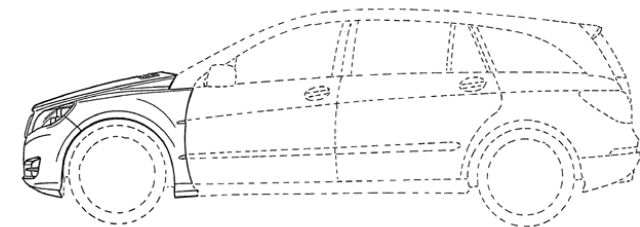


FIG. 3

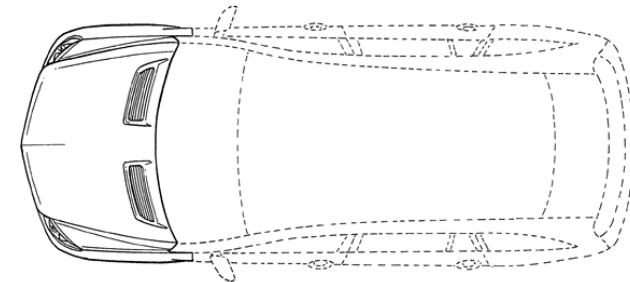


FIG. 4

2. 諸外国における図面に関する取扱い(2)

(2) 画面デザイン以外の部分意匠の出願について

欧州

- ・一つの意匠を表現するための図の数は、7図以下でなければならない。
- ・提出する図の種類及び数（ただし7図以下）は、出願人の判断に任されている。
- ・登録前の事前審査は行われていないので、権利の有効性及び権利範囲については、権利者が訴訟等の場において、自己の責任において主張、立証することになる。

欧州共同体意匠登録第001655838-0002号 Lights for vehicles



【0002. 1】

中国（部分意匠制度なし）

- ・立体製品の意匠について、物品の設計要点が6つの面に係わっている場合には、6つの正投影図が必要とされる。
- ・物品の設計要点が1つ又はいくつかの面にだけ係わっている場合には、少なくとも係わった面の正投影図と立体図を提出し、簡単な説明において正投影図を省略した理由を明記する必要がある。
- ・背面図と正面図が同一又は対称の場合は背面図を省略することができる。同様に、左右側面図が同一又は対称の場合には左側面図又は右側面図を、平面図と底面図が同一又は対称の場合には平面図又は底面図を省略することができる。
- ・大型の又は位置が固定した装置、及び底面が通常見えない物品については、底面図を省略することができる。

中国意匠登録第CN301033038D号 整理用具

平面図及び底面図は設計要点がないので、平面図及び底面図を省略する。



3. 要件見直しの方向性

＜全体的な考え方＞

- (1) 意匠の特定、類否判断の考え方は変更しない。
- (2) 提出を省略しても、意匠の特定に影響がない図の省略を可能とする。

- ①意匠に係る物品、
- ②意匠登録を受けようとする部分の用途・機能、
- ③意匠登録を受けようとする部分の形態、
- ④意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲

見直しの方向性

**「その他の部分」のみを表す図のうち、一部の図の提出の省略を可能とする。
(最低提出すべき図面の数を減らす)**

1. 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠のうち、物品と一体として用いられる他の物品に表示される図（画像図）部分のみについて意匠登録を受けようとする場合の、物品本体の形態を表した一組の図面。（【意匠の説明】に省略の記載が必要）
2. 「その他の部分」のみを表す図のうち、以下の①から③に当てはまるものであって、【意匠の説明】に省略した図の説明がされているもの。
 - ①正面図又は背面図のいずれか一方
 - ②左右側面図のいずれか一方
 - ③平面図又は底面図のいずれか一方

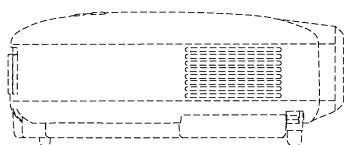
4. 図を省略することができるケース(1)

例1

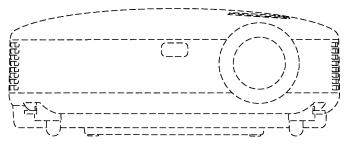
意匠登録第1353067号

意匠に係る物品: プロジェクター

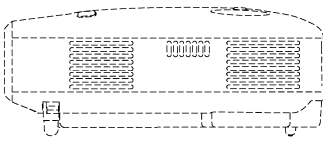
【左側面図】



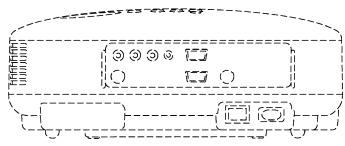
【正面図】



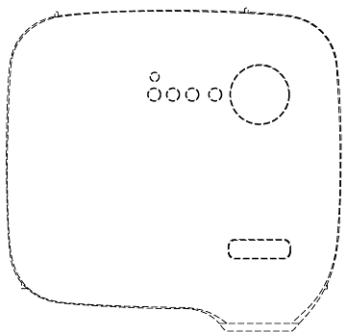
【右側面図】



【背面図】



【平面図】



【底面図】



【画像図】



【変化した状態を示す画像図1】



【変化した状態を示す画像図2】



【変化した状態を示す画像図3】



【変化した状態を示す画像図4】



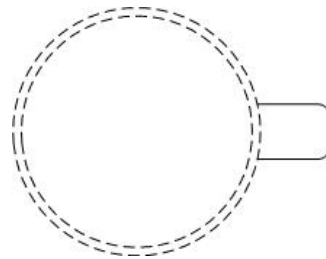
 省略可能

4. 図を省略することができるケース(2)

例2

意匠に係る物品: コップ

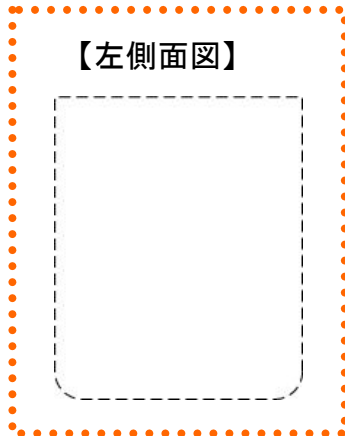
【平面図】



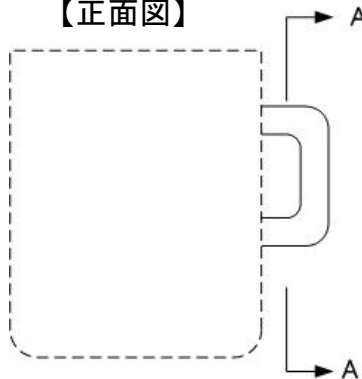
【A-A断面図】



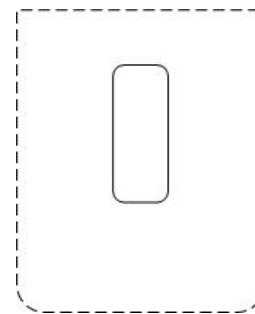
【左側面図】



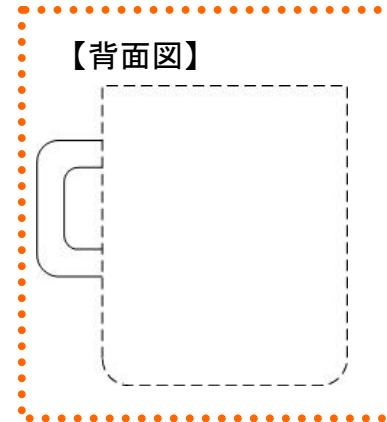
【正面図】



【右側面図】

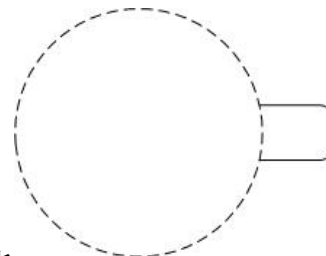


【背面図】



※意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略可能

【底面図】



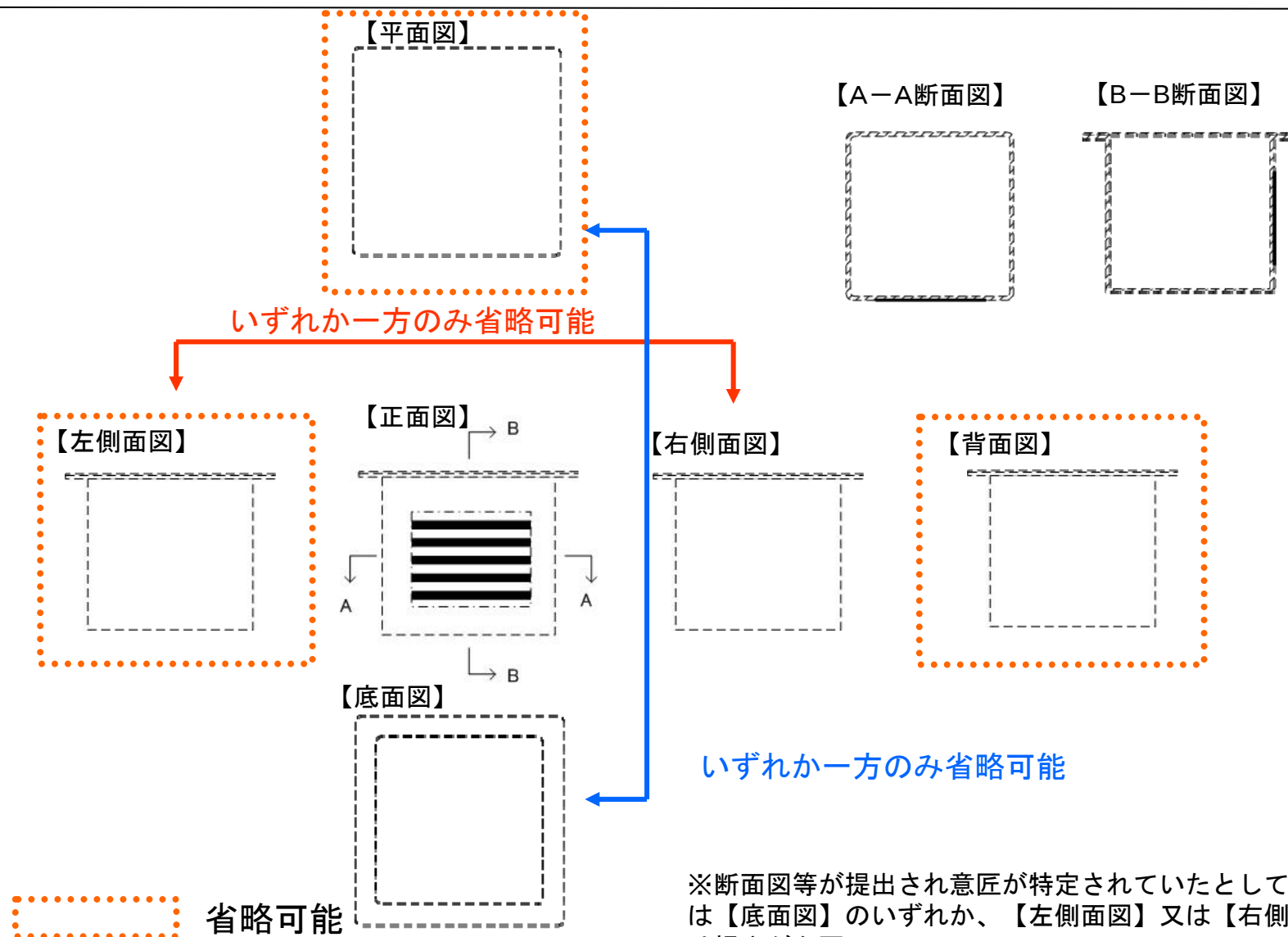
※【正面図】と対称に表れるため、省略可能

 省略可能

4. 図を省略することができるケース(3)

例2

意匠に係る物品：包装用容器



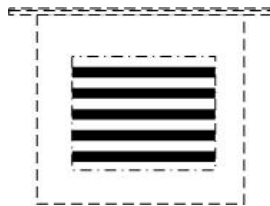
※断面図等が提出され意匠が特定されていたとしても、【平面図】又は【底面図】のいずれか、【左側面図】又は【右側面図】のいずれかは提出が必要

5. 図が不足する場合の取り扱い(1)

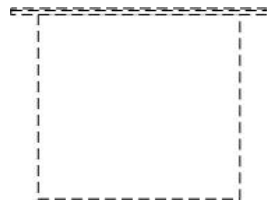
意匠に係る物品：包装用容器

出願当初の図面

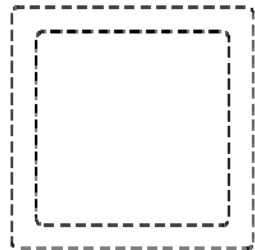
【正面図】



【右側面図】



【底面図】



【意匠の説明】

実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。

一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す。

左側面図は、右側面図と同一につき、左側面図を省略する。背面図、平面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

正面図に表された横線は、模様である。

図が不足する場合の取扱い

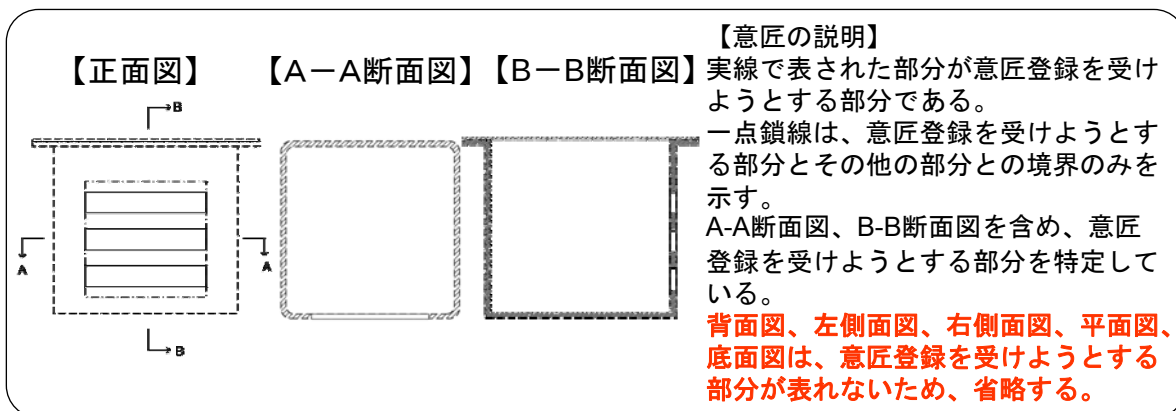
最低限提出が必要な3図が提出されているため、手続補正指令は行わない。

正面図、右側面図、底面図及び【意匠の説明】の記載により意匠が特定されるため、他に拒絶理由がなければ登録査定を行う。

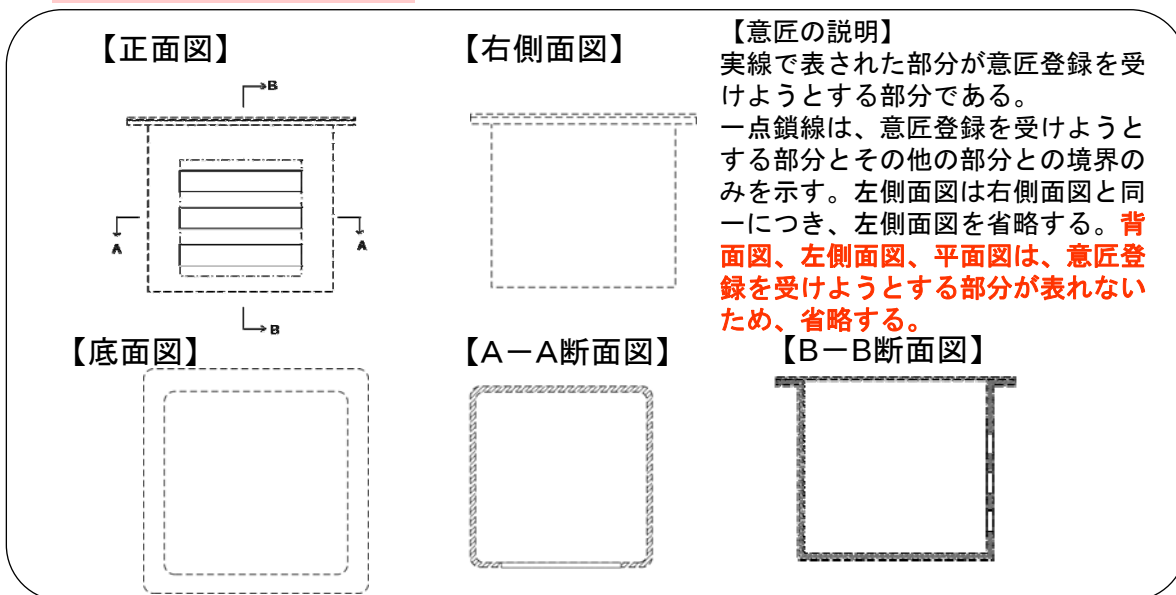
5. 図が不足する場合の取り扱い(2)

意匠に係る物品：包装用容器

出願当初の図面



補正後の図面



図が不足する場合の取扱い

【手続補正指令を行う】

図が不足する。

平面図、底面図、左側面図、右側面図、背面図が提出されていない。

【補正認容】

出願当初に【正面図】に加え【A-A断面図】

【B-B断面図】が提出されていたことにより意匠が特定されていたことから、不足する図を追加する補正は、出願時に特定していた意匠の要旨を変更するものではない。

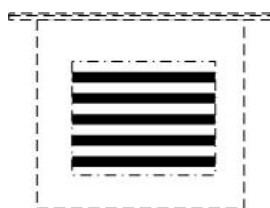
※不足の5図を追加する補正のほか、2図（左右側面図のいずれか、底面図又は平面図のいずれか）を追加する補正でも意匠を特定することができるため認められる。

5. 図が不足する場合の取り扱い(3)

意匠に係る物品：包装用容器

出願当初の図面

【正面図】



【意匠の説明】

実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。
一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す。**背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。**
正面図に表された横線は、模様である。

図が不足する場合の取扱い

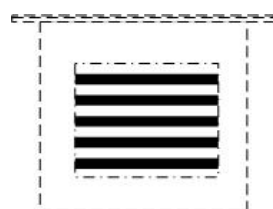
【手続補正指令を行う】

図が不足する。

平面図、底面図、左側面図、右側面図、背面図が提出されていない。

補正後の図面

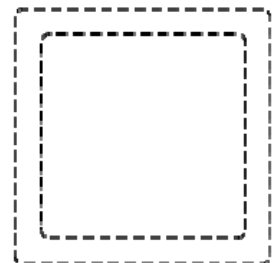
【正面図】



【右側面図】



【底面図】



【意匠の説明】

実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。
一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す。左側面図は右側面図と同一につき、左側面図を省略する。**背面図、平面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。**
正面図に表された横線は、模様である。

【補正却下】

出願時に不明だった意匠登録を受けようとする部分の形態及び意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置、大きさ、範囲を明確にする補正であるため。

6. 願書・図面の記載例(1)

【書類名】意匠登録願

～ 中略 ～

【部分意匠】

【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスクレコーダー

～ 中略 ～

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。

画像図に表した画像は、本物品と同時に使用される表示機器に表示される操作用の画像を表すものである。画像図は、録画した番組の再生を行うための機能を発揮できる状態にするための画像であって、画面中央に番組が表示され、その右方に配された操作ボタンによって選択、決定等の各種操作を行うものである。

【意匠の説明】

実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。

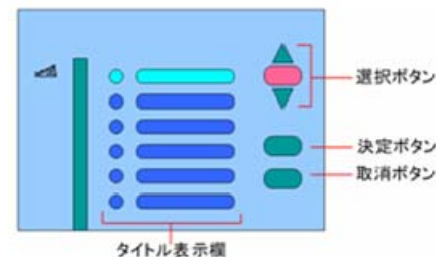
意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。

【書類名】 図面

【画像図】



【操作部等を説明する参考図】



6. 願書・図面の記載例(2)

【書類名】意匠登録願

～ 中略 ～

【部分意匠】

【意匠に係る物品】 包装用容器

～ 中略 ～

【意匠の説明】

実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。

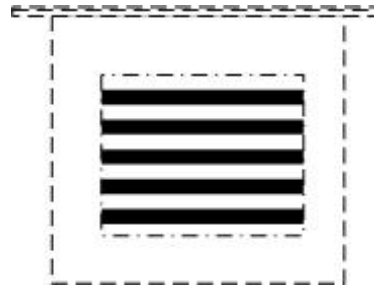
一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す。

左側面図は右側面図と同一につき、左側面図を省略する。背面図、平面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。

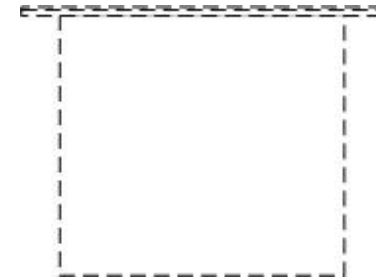
正面図に表された横線は、模様である。

【書類名】 図面

【正面図】



【右側面図】



【底面図】

